



# 江東区からのお知らせ

KOTO City in TOKYO  
スポーツと人情が熱いまち 江東区

令和3年3月発行：江東区都市整備部地域整備課

## 第12号

## 不燃化特区における支援制度延長のお知らせ

江東区では、災害時に火災延焼等の危険性の高い北砂三・四・五丁目地区を対象に、「燃えない・燃え広がらないまち」をめざし、不燃化特区事業を実施してきました。

当初令和3年3月までの事業期間でしたが、東京都が不燃化特区制度を延伸したことに伴い、江東区でも対象地区の支援制度を**令和8年3月まで延長**します。



## 不燃化特区支援制度に関する説明会を開催します！！

令和3年度以降も、これまでの支援制度を継続していきます。

そのため、説明内容が重複する部分もあるかと思いますが、地区内にお住まいの皆さま等に、支援制度について再度周知を図ることを目的に説明会を開催します。

- ◆日時 **令和3年4月24日（土）14：00～16：10**  
**5月 8日（土）14：00～16：10**  
※説明内容はいずれの回も同じです。

- ◆会場 **砂町区民館 3階タウンホール**  
(江東区北砂4丁目7-3)

- ◆内容 **【第1部】説明会 14：00～14：45**  
(13：30 開場)
- 【第2部】個別相談会 15：00～16：10**  
※事前予約制



**ぜひ、ご参加ください。また、個別相談会のみのご参加も可能です。**

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から以下の事項についてご協力お願い申し上げます。

- ・会場前にアルコール消毒液を設けていますので手指の消毒をお願いします。
- ・発熱等、体調不良の方は参加を控えていただくようお願いします。
- ・マスクを持参の上、着用をお願いします。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、説明会を延期または中止させていただく場合があります。予めご了承下さい。

**個別相談会の事前予約申込方法については裏面をご覧ください。⇒**

# 個別相談会について

北砂三・四・五丁目地区内における建替えや除却に伴う法律・税金・資金計画などに関する相談について専門家がお答えします。

## ◆対象者

北砂三・四・五丁目地区内に土地・建物をお持ちの方、または地区内にお住まいの方

## ◆申し込み方法

○FAXの場合

下記『個別相談会申込票』に必要事項(①～⑤)をご記入の上、下記FAX 番号にご送付ください。

○メールの場合

タイトルを「個別相談会の参加希望」とし、必要事項(下記①～⑤)をご記入の上、下記メールアドレスにご送付ください。

## ◆申し込み期限

**令和3年4月16日(金) 17:00まで**

※決定した個別相談会の日時については、改めて19日以降に電話等にてご連絡いたします。

※応募多数の場合には、抽選とさせていただきます。

※ご予約いただけなかった場合、当日の参加をお断りする場合があります。

## ◆相談内容とそれに適した専門家の例

- ・土地・建物の相続や借地などの法律に関すること ⇒ **弁護士**
- ・建替え、除却に係る税に関すること ⇒ **税理士**
- ・建替えに伴う資金計画に関すること ⇒ **ファイナンシャルプランナー**

## 『個別相談会申込票』

①	フリガナ			
	お名前			
②	ご住所			
③	ご連絡先 どれか1つでも可能です。	電話番号		
		FAX番号		
		メールアドレス		
④	希望日時 ご希望の日時に○をお付け下さい。	4月24日(土)	15:00~15:30	
		4月24日(土)	15:40~16:10	
		5月8日(土)	15:00~15:30	
		5月8日(土)	15:40~16:10	
⑤	希望専門家 ご希望の専門家に○をお付け下さい。	弁護士・税理士・ファイナンシャルプランナー		

## このお知らせに関する問い合わせ先

### 江東区都市整備部地域整備課不燃化推進係

〒135-8383 江東区東陽四丁目11番28号

E-mail: tiikiseibi@city.koto.lg.jp / TEL: 03-3647-9491(直通) / FAX: 03-3647-9009

～江東区は、東京都と連携して「不燃化特区推進事業」に取り組んでいます。～